

## (報告) 多目的ダムに係る手続の簡素化について

平成26年7月17日  
商務流通保安グループ  
電力安全課

### 1. 現行制度

- 多目的ダムは、治水の他、灌漑、上水道用水、工業用水道用水、発電用水などいくつかの用途を兼ねたダムであり、特定多目的ダム以外の多目的ダムに関し、河川法第17条では、多目的ダムにおける河川管理施設とその他工作物（発電所等）の管理の方法について、それらの所有者である自治体、発電事業者、用水関係者等が協議して決めることとなっている。

この協議の結果、洪水吐ゲートによる治水操作等について、発電事業者はその管理権限を持っていないのが実態であるが、この洪水吐ゲートは電気事業法において電気工作物となるため、発電事業者は電気事業法に係る工事計画の届出や使用前自主検査等を行わなければならない。

#### 【参考】河川法第17条

(兼用工作物の工事等の協議)

第十七条 河川管理施設と河川管理施設以外の施設又は工作物（以下「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、河川管理者及び他の工作物の管理者は、協議して別に管理の方法を定め、当該河川管理施設及び他の工作物の工事、維持又は操作を行なうことができる。

2 (略)

### 2. 経緯

- 本年6月24日に閣議決定された規制改革実施計画において、以下が決定された。

[事項名]

多目的ダムにおける電気工作物規制適用の見直し

[規制改革の内容]

河川法第17条の規定に基づき、関係者で協議して管理の方法を別に定めている場合であって、発電を行う者（電気事業者等）が主たる管理者でない場合については、要望者からのヒアリング等を行い、電気事業法の手続の簡素化等を検討し結論を得る。

[実施時期]

平成26年度検討・結論

### 3. 検討の進め方

- 要望者からヒアリング等を行い、河川法に基づき行われた手続を活用することで電気事業法上の手続を簡素化等できないか検討する。

### 4. スケジュール（予定）

- 平成26年7月～ 要望者からのヒアリング
- 平成27年3月末までに検討の結果を電力安全小委員会に報告
- 平成27年春 必要な措置を講じる。